

質 疑 回 答 書  
(柏市里親養育包括支援業務委託)

令和8年2月24日  
柏市こども部こども相談センター

| 項番 | 項目                    | 質疑内容  | 回答   |
|----|-----------------------|---|--|
| 1  | 仕様書<br>4 受託者の執務場所     | 「なお(2)の場合は、個人情報等を適切に管理でき、柏市児童相談所との連携が可能な地区での執務場所とすること。」<br>→「連携可能な地区」の解釈について質問です。具体的に何らかの制限(例えば移動時間や距離など)はありますか?                    | 具体的な制限はありませんが、柏市内で仕様書9に記載の業務を円滑に履行することが可能と発注者が判断できる場所とします。<br>なお、具体的なことについては、契約時に協議いたします。                  |
| 2  | 仕様書<br>8 実施体制<br>【別表】 | 里親リクルーター・里親等委託調整員などの資格要件について、「オ市長がアからエに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者」とありますが、その前のア～エにいずれにも当てはまらない人を採用する場合、オの要件に該当するかどうかについては都度相談ということでしょうか? | お見込みの通りです。   |
| 3  | 仕様書<br>9 委託業務内容       | 仕様書に記載されている業務はすべて9月1日より開始してよろしいでしょうか?   | 9月1日からは仕様書9(1)及び(8)の業務実施を想定していますが、仕様書9(2)から(7)までに掲げる業務についても、準備が整い次第、個別に協議・調整の上、順次開始して差し支えありません。            |
| 4  | 仕様書<br>9 委託業務内容       | 9月1日から業務を開始するためには、8月中に事務所を用意するなどの準備が必要です。たとえば事務所の準備に要する費用や9月1日より前に柏市と打ち合わせを行った場合にかかった移動経費など9月1日以前に費用が発生する場合は、委託対象経費になるのでしょうか?       | 仕様書9(1)開設準備等業務にあたる経費については、契約金額に当該費用を見込んでください。  |
| 5  | 仕様書<br>9 委託業務内容       | (3)里親研修・トレーニング事業のイ.業務内容の(イ)実施内容のa 法定研修の(c)養子縁組里親研修(年度に4度以上)について、対象者の数に合わせて回数を増減することは可能でしょうか?  | 原則として、仕様書に定める実施回数を確保してください。<br>ただし、当該年度における対象者が著しく少人数である場合又は対象者がいない場合には、実施回数の変更(減回)について協議の上、調整することを可能とします。 |

| 項番 | 項目              | 質疑内容   | 回答   |
|----|-----------------|--|--|
| 6  | 仕様書<br>9 委託業務内容 | (3) 里親研修・トレーニング事業のイ.業務内容の(イ)実施内容のb.独自研修の(a)乳児委託研修(年度に4度程度)について、対象者の数に合わせて回数を増減することは可能でしょうか？  | 原則として、仕様書に定める実施回数を確保してください。ただし、当該年度における対象者が著しく少人数である場合又は対象者がいない場合には、実施回数の変更(減回)について協議の上、調整することを可能とします。                                       |
| 7  | 仕様書<br>9 委託業務内容 | (5) 里親訪問等支援事業のイ.事業内容の(オ)親子の再統合に向けた面会交流支援について、実親との連絡調整や、情報共有等、児童相談所を中心とすることでこの事業が担えると思われませんが、児童相談所の主導のもとの事業であることが前提という理解でよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。  |
| 8  | 仕様書<br>9 委託業務内容 | (6) 里親等委託児童自立支援事業のイ.事業内容の(ウ)について、この業務を進めるうえでの情報の管理は児童相談所で行うのでしょうか？それとも受託者で行うのでしょうか？  | 原則として、履行期間における本業務に係る進行管理(委託解除後の経過年数の管理を含む。)は受託者において行うものとします。なお、対象児童の状況については、確認の可否にかかわらず、適時、児童相談所へ報告し、必要な情報共有を行うこととします。                       |
| 9  | 仕様書<br>9 委託業務内容 | (6) 里親等委託児童自立支援事業のイ.事業内容の(ウ)について、措置中は柏市内であった若者が解除後に市外で生活する場合は、この業務はどのようになりますでしょうか？   | 基本的には、措置解除後に柏市外で生活することとなった場合であっても、本人の状況や希望に応じて、解除後の一定期間は、必要な相談支援を継続することを想定しています。ただし、居住先の自治体や関係機関の支援につなぐことが重要であるため、個別の状況等に応じて、発注者と協議することとします。 |